

複製厳禁

一般廃棄物処分業許可証

住所又は所在地 鳥取県東伯郡琴浦町大字八幡174番地1
氏名又は名称 株式会社 赤碕トランスネット
代表取締役 岡崎 博紀

令和8年2月25日付で申請のありました一般廃棄物処分業について、次のとおり許可します。

令和8年3月4日

大山町長 竹口 大紀



- 許可番号 第 271 号
- 許可する期間 令和8年4月1日から 令和10年3月31日まで
- 営業の内容
 - 大山町内で発生した木くず及び草の中間処理
 - 琴浦町内（道路維持業務に係るもの及び一般家庭）で発生した木くず及び草
 - 倉吉市、北栄町、湯梨浜町で発生した木製一般廃棄物及び北栄町、湯梨浜町内の道路維持業務等で発生した木くず及び草
 - 三朝町内で発生した木くず（一般家庭からのものに限る）
- 処分施設の所在地 鳥取県西伯郡大山町石井垣字向山332番1
- 最終処分方法及び処分地 破碎
- 許可の条件
 - 「3 営業の内容」②から④に係る許可する期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。
 - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びこれに基づく関係法令並びに大山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例、規則を遵守すること。